

延暦十五年「越前国坂井郡符」 にみえる「坂井郡印」について

*Sakai County Seal Used in the Document of Sakai County
in Echizen Province Dated the 15th Year of Enryaku*

三上喜孝

はじめに

- ①「越前国坂井郡符」の行方
- ②「坂井郡印」の復元と意義
- ③延暦年間の文書にみえる郡印

おわりに

【論文要旨】

本稿は、延暦15年(796)の越前国坂井郡符に捺された「坂井郡印」の印影を検出し、新たな郡印資料を提示すると同時に、古代の「坂井郡印」の変遷を追うことで、古代郡印の編年作業を試みるものである。坂井郡印が捺された文書については、天平宝字2年(768)、宝亀11年(780)、延暦15年(796)の3時期のものがこれまで知られているが、今回そのすべての印影を確認することができた。それによると、前二者の文書の印影はいずれも楷書体であり、延暦15年の坂井郡符に至ってはじめて篆書体の印影があらわれることがわかる。このことから、坂井郡印が、宝亀11年から延暦15年の16年の間に、楷書体の郡印から篆書体の郡印への改鋳が行われたことが明らかになった。郡印の改鋳時期については従来ほとんど検討されてこなかったが、今回はじめてその具体的な時期がしぼり込めたことになる。

本稿では、あわせて延暦年間(8世紀末～9世紀初頭)の郡印の印影を二つ紹介する(近江国愛智郡印、大和国山辺郡印)。これらはいずれも篆書体であり、さきの坂井郡印での検討をもふまえると、延暦年間にはすでに篆書体の郡印が全国的にあらわれていたことが想定できる。以上の検討は、郡印の編年を考える上で一つの指標となるであろう。